資料提供先 福山市政記者クラブ





ルールを守って道路を守る!!

令和4年6月24日

~一般国道2号で特殊車両の指導取締(第3回)を実施します~

福山河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警察本部と協力し、特殊車両の指導取締を継続的に実施しています。

つきましては、適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指 し、今年度第3回目の指導取締を実施しますのでお知らせします。

〇実 施 日 時: 令和4年6月28日(火)9:00~11:00

(予備日 令和4年6月30日(木)9:00~11:00) ※雨天等により指導取締を中止する場合があります。

〇実 施 場 所: 一般国道2号 大門取締基地(上り)

だい もん ちょう の の はま

福山市大門町野々浜地内:別紙一1参照

〇協 力 機 関: 広島県警察本部 交通部 交通機動隊

〇指導取締内容: 通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があった場

合には警告等の指導を行います。

〇留 意 事 項: 取締時のカメラ取材は可能です。なお、取材に関する報道の解禁は

取締終了時間以降とさせていただきます。

※取締りの実施については雨天等により取締を延期することがありますので、取締前日の13時から16時までに下記〈問い合わせ先〉へ確認をお願いします。

※取材される際は、事前に下記〈問い合わせ先〉【担当】へご連絡お願いします。

【指導取締実施状況】 (別紙-2参照)





※特殊車両通行許可制度については、別紙-3をご参照ください。

〈問い合わせ先〉

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 岡本 慎二(おかもと しんじ)

【担当】道路管理課長 藤田 新治(ふじた しんじ)

TEL: (084) 923-2553 (ダイヤルイン)

〇福山河川国道事務所ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/

別紙-1

○日時:令和4年6月28日(火)9:00~11:00 (第3回)

○場所:一般国道2号 大門取締基地(上り)福山市大門町野々浜地内



出典:国土地理院地図を基に 福山河川国道事務所作成

大門取締基地 (上り) 【写真】



<指導取締実施状況> 令和4年度取締状況(R4.6.24時点)

	取締回数	実施場所	取締女数	取締台数 違反台数	違反内容	
	松州四奴	天.尼·物门	以师口奴		無許可	許可条件違反
上り	2回	国道2号 大門取締基地	7台	1台	1台	0 台
下り	0 🗈	国道2号 大門取締基地	0台	0台	0台	0台
計	2回		7台	1台	1台	0台









「特殊車両通行許可」申請と許可

- ●車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- ●道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」 から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- ●複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の 場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所) で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を 行っています。
- ●申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請を お願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれ ば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提 出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませ んので大変便利です。



通行経路の道路データ (道路情報便覧DB)

【ポイント】

- ▶ 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。 ※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- ▶許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。 ※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- ▶申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

トラック運送事業者の違反走行に







詳しくは、国土交通省のHP(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html)をご参照ください。

中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機関	名	住 所	電 話 番 号
松江国道事務所	管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所	管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html

全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html



特殊車両に係る通行規制情報

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html

特殊車両通行ハンドブック

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei000000088.html





ホームページアドレス: https://www.cgr.mlit.go.jp 広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

国土交通省 中国地方整備局

荷主・運送関係の皆様へ

特殊車両が走るには 許可が必要です!

特殊車両通行許可制度



特殊車両の通行による道路への影響



道路

国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- ●道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- ●基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両

社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- ◆大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- ●しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に<mark>該当する車両</mark>

半回の人とと、単とは、関係する広洋寺と下衣のように大められています。							
	道路の構造による限度 (道路法 車両制限令)	(参考)自動車の保安上の基準 (道路運送車両法 保安基準)	(参考)交通安全上の基準 (道路交通法 施行令)				
長さ	走行 (連結・積載) 状態 で12m(※) (トレーラ等連結車はほとん どがこれを超えます)	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタと トレーラは別扱いとなります。 (それぞれが12mまで)	規定なし ただし、 <mark>他の車両を牽引</mark> する場合は25m				
幅 積載状態で2.5m		自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のはみ出しは <mark>不可</mark>				
高さ 積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)		自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)				
総重量 (車+乗員+荷物) (一部道路では最大25t)		原則20t ただし自動車の構造に 応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を 超えて積載してはならない (過積載)				
軸重	軸重 積載状態で最大10t		規定なし				
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし				

◆ どれか 1 つでも越える車両は、

■ 「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により特例があります

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は飲令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める<mark>最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない</mark>。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止者しくは制限にかかわらず、 当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道 路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政 っ定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することが マキュス

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、 軸距等は連搬する重量によって異なります。















セミトレ













軸重20t (基準の2倍)

軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して 軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を 蓄積させることになります。

誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するため

の誘導処置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付

車両が重いまたは前結力が低い幅架等で車両を通行させる場合には、相梁の同位間内にその車両のみを通行させるが要があり、そのたに当該策集上から他の車両を排除し、徐行するために当該準両の後方に誘導率を配置します。車両の寸法が大きいまたは諸路構造の空間行法が厳しいために、由線窓の進行の際でとネル等を進行する際に高さの関係で他の単線にはみださなければ通行できない等の単両の場合には、交通の路後を防止する観点から、徐行し、かつ当該準両の向前とに誘導車を配置します。

超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、 それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン 誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。 [URL] http://www.tokuya.kt.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf





the state

誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

違反内容

誘導車の配置条件が付される場合

①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

す場合があります。

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。 データベースにアクセスして許可の有無等を判定。 判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を

判定を活用して、遅太定行を繰り返す事業者に対しては、指导警告書で 送付します。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。

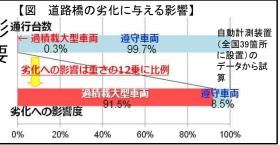
荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化

□ 現地取締りで違反を確認した場合は告発

(レット、カート、)

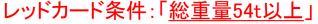
告発対象者の条件

- ○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、 当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制 限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当す る総重量による)
 - ◆車両総重量が<u>「基準×2」以上の</u>車両 なお、特車通行許可車両は、「<u>基準×2+(許可総重量ー基準)</u>」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t 27t 27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)





- ※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)
- ※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、 通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条 (無許可) により、100万円以下の罰金等